第百十五条の二を第百二十条の四とし、同条の前に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）

第百二十条の二　前条の規定は、厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第百条の二」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、「掛金の免除」とあるのは「保険料の免除」と、同条第二項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と、同条第三項中「掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第百二十条の三　第二号厚生年金被保険者が法第百二条の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の規定による同法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

2　第二号厚生年金被保険者等が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による同法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることを希望する旨の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百二条の二の規定による掛金の免除を希望する旨の申出をしたものとみなす。

第百十五条を第百二十条とし、同条に次の一項を加える。

3　組合は、第一項の規定による申出書の提出があつたときは、当該組合員の氏名、長期組合員番号及び掛金を免除する期間その他必要な事項を連合会に通知しなければならない。

「第六章　掛金及び負担金」を「第六章　掛金等及び負担金」に改める。

第五章第三節を次のように改める。

第三節　長期給付

第一款　厚生年金保険給付

第一目　老齢厚生年金

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十条第一項第三号	被保険者（	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
第五号から第七号までにおいて		以下

第三十条第一項第四号	附則第十二条第一項第十七号	附則第十二条第一項第八号
第三十条第一項第七号	被保険者	第二号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）
	使用される事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	所属機関の名称及び所在地
第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項	附則第九条の三第二項
	附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項	附則第十九条第三項
	を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という	を含む
第三十条第一項第八号の二	第一条各号	第一条第一項各号
第三十条第一項第九号及び第十号	年月日	年月
第三十条第一項第十一号	イ及びロ	イ
	希望する者（ロに規定する者を除く。）	希望する者
第三十条第二項第一号の二	雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	雇用保険被保険者証
第三十条第二項第二号	抄本	抄本若しくは謄本
第三十条第二項第三号	共済組合の	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
	、当該共済組合	当該共済組合
	国民年金法施行規則	それぞれ国民年金法施行規則
第三十条第二項第三号の三	第九号、第十一号、第十三号又は第十五号	第十七号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	該当する者